

# 介護保険 負担限度額認定について

令和8年8月より一部金額が変わります  
詳しくは厚生労働省のチラシをご覧ください。

## ★介護保険施設の食事・部屋代の負担軽減

介護保険施設(介護老人保健施設・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護医療院)やショートステイを利用する方の食事・部屋代については本人負担が原則ですが、低所得の方には申請により負担軽減を行っています。

## ■利用者負担段階と居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)■ (令和8年8月から)

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者の方等	要件なし					
	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が <b>82.65万円以下</b> の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が <b>82.65万円超120万円以下</b> の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	<b>680円</b> 【1,030円】
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が <b>120万円超</b> の方	<b>1,470円</b>	<b>1,470円</b>	<b>1,470円</b> (980円)	<b>530円</b> 《430円》	<b>1,420円</b> 【1,360円】

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

《 》内の金額は、室料を徴収していない介護老人保健施設・介護医療院等を利用した場合の金額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離をしている)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価値評価が容易なもの。

\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

▲ 不正に負担軽減を受けた場合には、今までの軽減額に加えて最大2倍の加算金を求めることがあります。

## ★負担限度額認定申請書の提出方法

別紙「申請に必要なもの」をご確認のうえ、添付書類を添えて次のいずれかの方法により提出してください。

窓口へ持参による提出	<input type="radio"/> 中富すこやかセンター(身延町切石 117-1) <input type="radio"/> 役場身延支所(身延町梅平 2483-36) <input type="radio"/> 役場下部支所(身延町常葉 1093) *開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日除く)
郵送による提出	<input type="radio"/> 中富すこやかセンター [ 〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1 身延町役場 福祉保健課 介護保険担当 宛て ] ※ 記入漏れや添付書類の不備のないようお願いいたします。

※ 役場本庁舎では受け付けできませんのでご注意ください。

◇お問い合わせ先◇ 身延町役場 福祉保健課 介護保険担当 Tel0556-20-4611